

第37号議案

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、管理栄養士に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（従業者の員数）</p> <p>第153条（略）</p> <p>2～12（略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第153条（略）</p> <p>2～12（略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により</p>

改正後	改正前
能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略)	当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、管理栄養士に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

地域密着型介護老人福祉施設に短期入所生活介護事業所等が併設されている場合は、利用者の処遇等が適切に行われるときは、併設される短期入所生活介護事業所等に管理栄養士を置かないことができる。

3 施行期日

令和7年4月1日